

- 一、労働員数 一五名（内女一名）
- 一、労働時間 一五時（内夜一時）
- 一、労働期間 昭和十二年四月十五日（三十日間）
- 一、事業の種別 自動車への製造
- 一、所在地 名古屋市中区西區一〇〇
- 一、事業種別 市立金工廠
- 一、市立金工廠の閉
- 一、労働者の組織 労働組合あり
- 一、労働者の代表 労働組合代表者
- 一、労働組合 正十八名（内女五名）

法人 労働組合 名古屋出張所

法人 労働組合 名古屋出張所

一、争議概要

日支事變の影響にて事業不振となり事業主職工賃金不拂となして逃亡したので従業員は中部地方評議会に善處方を依頼。工場主は郵便にて友人某に委任状を送附来たつたので、友人某はこれが善後策を樹て事業繼續の運びとなつたので、

- 一、不拂賃金は責任を持つて善後策を講ず
 - 一、日給制度を精分制度に変更
- することにて解決。